

# 平成28年度第2回神奈川県環境影響評価審査会議事 録

## 日時

平成28年5月27日（金曜日） 17時00分から20時10分まで

## 場所

横浜市開港記念会館6号室

## 出席委員

有本 誠、 岡村 敏之、 片谷 教孝、 清宮 理、 斎藤 馨、 酒井 晓子、 廣江 正明、  
本藤 祐樹、 ○益永 茂樹、 丸山 隆、 ○三島 万里、 宮澤 廣幸、 山本 佳世子  
(敬称略、 ○会長、 ○副会長)

## 傍聴人

21人（一般傍聴の定員25人）

## 議題

### 対象事業の審査

JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書について

川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書について

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書について

### その他

## 審議概要

### 対象事業の審査

JFE扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書について

事務局

参考資料「東京湾沿岸の火力発電所一覧」及び資料1-1「JFE扇島火力発電所更新計画環境影響評価準備書に係る審議資料」により  
説明。

益永会長

ただ今説明のありました内容について、これでよろしいでしょうか。では、この案件につきましては、次回以降また審議を続けて  
いきたいと思います。

では、この案件につきましては、次回以降また審議を続けていきたいと思います。それでは、事業者の方お疲れ様でした。ありがとうございました。事務局が御案内しますので、退室のほうをお願いいたします。

#### (仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書について

事務局

資料3-1 「(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書に係る審議資料(前回審査分)」及び参考資料2 「(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書についての関係市長意見(横須賀市長意見)」により説明。

益永会長

では、ただ今説明がありました審議資料及び関係市長意見について、委員の皆様から、御意見はありますか。なければ、次に、補足資料について審議を行います。事業者から説明を受けますので、会場内に事業者を案内してください。

事務局

事業者を紹介。

事業者

資料3-2 「(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書に係る補足資料」により説明

益永会長

ただ今事業者から説明がありました内容について委員から御発言を求めたいと思うのですが、検討事項0-1「石炭灰の処理」について、私の方は今の説明で良いと思っているのですが、清宮委員、何か御意見があればお願いします。

清宮委員

かつてここは石炭火力をやっていて非常に問題が多かったと私は認識していて、今回、また石炭火力を復活させるに当たって、今まで以上にきちんと説明しておいた方が良いのではないかという気がしていますので、このような質問をさせていただいたのですが、これでは一般的な答えというか、どこの火力発電所でも行っている答えではないかと思います。石炭灰は、集じんで集めたものや下に溜まった灰をそれぞれどのように処理するのか、全部セメントに使うことも難しいと思うので、処理の方法をどのように考えているのか記述した方が良いと思います。それから、石炭灰についても、石炭で一つに括ってしまっていますが、石炭産地によって含まれる物質が違いますので、できれば、日本で輸入している石炭を見ても、ここでは全部クリアするとか、そのような文言があると非常に良かったという気がしています。説明が一般論と同じなので、横須賀の特性ということを加味して丁寧に説明していただきたいです。

事業者

まず一つ目の全部セメントにするのかということについてですが、基本的には、セメントを考えていますが詳細については、炭種によって変わりますので、これから詰めていくということで、準備書以降でお示ししたいと考えています。現段階では一般的なものとなってしまいます。

益永会長

では、そのようにお願いします。次、検討事項0-2「更新する発電所の規模や燃料種について」ですが、本藤委員お願いします。

本藤委員

御説明ありがとうございました。以前より多少踏み込んだ御説明をいただいたと思っています。ここで端的に申し上げたいのは何かといいますと、本事業の目的を考えた場合に、やはり電力を供給するということが大きな目的だと思います。そうすると多くの非専門家、普通の方々にとって他にも様々な技術があるのに、なぜ石炭火力なのというところは、やはり御説明をいただきたいと思うわけです。もちろん、経済性や、現実性等を考えると、石炭火力に落ち着くのかもしれない。ある意味当たり前のかもしれません。ただ、それをどのように決めたかということをより分かり易く説明いただきたいというのが主旨です。是非方法書の段階で、なぜ石炭火力にたどり着いたのか、どうしてこのリプレースの場所を選んだのかといったところをより分かりやすく、一般の方の目線では非丁寧に御説明をいただきたいです。

事業者

御意見いただきまして誠にありがとうございます。一般の方に分かり易くという主旨で、方法書の段階で、書かせていただきたいと考えています。

益永会長

そのようにお願いします。

次に検討事項0-3「合理化ガイドラインの適用について」、片谷委員お願いします。

片谷委員

まず、この合理化ガイドラインを適用するための説明として、資料3-2の4ページの図0-3-1に長期計画停止の状況というのを書かれていますが、もう丸二年全部止まっている状態だということが分かります。その状況と比較すれば間違いなく環境負荷は増えることになりますが、ただ、すべて廃止したわけではなく、準備に3ヶ月ぐらいはかかるけれど、常に稼働可能な状態を保つて維持しているという御説明がありましたので、例えば他の発電所が何らかのトラブルが起つて停止したような場合の予備としての役割は現在も残っているということは理解しました。この回答には、間違ったことは書かれていないとは思うのですが、今全て止まっているということを説明するにはちょっと足りないという気がしていまして、要するに今も稼働できる状況で待機はしているから、動いた状態を想定して合理化ガイドラインの対象になるという判断をしているという説明をしていただきたかったです。ただ、資料3-2の4ページの表0-3-1に排出原単位の数字など、かなり詳しく出していただきまして、温室効果ガスは、石油が石炭になるので原単位がやや大きくなるのはやむを得ないのですが、全体的には環境負荷が大幅に減るということは既に明白になつてるので、ガイドラインを適用することには問題はないとの判断できました。ただ、説明としては、今日の資料だけでは十分ではないと感じました。それから、これは些細なことのようではありますけども、何箇所かに1号機の運転開始から55年と強調されているのですが、1号機と2号機は既に廃止されているので、一番古いのは3号機ですから、当然3号機の運転開始からで書いていただきたい。

事業者

貴重な御意見をいただきありがとうございます。1点目の、今も稼働できる状態という説明が必要ということは、方法書以降の記載で検討させていただきたいと考えています。また2点目の1号機ではなく3号機からの運転開始ということに関しても方法書以降の記載で検討させていただきたいと考えています。

酒井委員

つまり現状は、バックアップ的な使い方をしている施設だけれども、この新しい発電所が完成したら、利用形態が変わるわけですが、稼働時間も考慮した上での話になっていますか。

事業者

稼働時間も考慮して、特に二酸化炭素に関しては稼働率85パーセント同一で考慮して計算しています。

酒井委員

同じ85パーセントじゃなくて、現状は30パーセント、将来は85パーセントという、年間の平均値のようなものに換算しても環境負荷は下がるという意味ですか。

事業者

仮の話、30パーセントと85パーセントを比較したら、二酸化炭素の量でみれば、負荷は上がってしまいます。ただ、合理化ガイドラインにはそのような記載がないので合理化ガイドラインの記載に基づいて、今回は同じ利用率で設定しています。

酒井委員

住民の方の興味は自分たちの住環境での影響はどうなのかということなので、そこはごまかさないように説明する必要があると思います。

事業者

温暖化は地球規模の問題ではありますが、大気汚染物質や排水に関しては、資料3-2の4ページの表0-3-1の時間排出量で今後計算して影響を低減できると考えていますので、準備書で予測して結果をお示しして住民の皆様にも説明させていただきたいと考えています。

酒井委員

皆様の意見と整合すると、要するに住民の方の目線に立っての説明をお願いしたいということです。

事業者

住民の目線に立って方法書以降適切に説明してまいりたいと思います。

益永委員

はい、そのようにお願いします。では、宮澤委員。

宮澤委員

合理化ガイドラインの適用については、やむを得ないというような見解もあるようすけれども、今回この稼働状況を見せていただくと、確かにバックアップとしての機能はあったので多少動いていたと思いますが、10年以上の間、ほとんど機能していない状況だったわけです。そうすると、先ほどから話に出てるように住民から見たら、これが果たしてリプレースなのか、合理化ガイドラインに当たるケースなのかと、やはり疑問を持つと思います。ですので、少なくともこのガイドラインを適用しても問題ないと説得力を持った内容のものを提示しないと、なかなか理解は得られないのではないかと思います。多少稼働していたからリプレースの適用になるというところが、既に条件が変わるだけだから、手続きが簡略できるという適用についても、議論が十分にされないので、通り抜けてきたというような経過があったと思います。ですので、本件についてもガイドラインが適用になるということはかなり慎重に補足の説明を入れていただきたいと考えます。

もう1点、資料3-2の4ページの表0-3-1排出量と排出原単位の現状と将来についてですが、将来は石炭を使うが天然ガスを使つたらどうなるのか、それでも変わらないで安心してくださいと示した方が、御理解いただけるのではないかと思いますので、できればこの表に加えていただきたい。原料を変えたときに、それほど変わらないのだということに説得力を持たせたらいかがだと思います。

事業者

現在、配慮書ですので、合理化ガイドラインの適用については、方法書で行っていただくものだと考えていますので、方法書の段階でしっかり説明させていただきたいと考えています。

また、LNGにした場合にも良くなることを説明してほしいということですが、本計画は基本的に石炭でしか計画を立てていませんので、それをLNGにするということは、設計上できないものですので、LNGとの直接比較はできないと考えています。

宮澤委員

そうすると、先に石炭ありきということになり、住民は、リプレースという機会にいろいろな選択肢があるのにもかかわらず、なぜ自分たちの地域だけ、石炭を使う施設なのかと考えると思います。

事業者

それに関しまして、石炭を選んだ理由に関しましては、しっかりと説明させていただきたいと考えていますので、正に検討事項0-2で石炭を選んだ理由等は記載させていただいていまして、こちらに関しましても方法書以降でもっとしっかりと説明するということを考えていますが、直接LNGにした場合というものは設備設計上も非常に難しいと考えています。石炭とした理由に関しましては、しっかりと説明させていただきたいと考えています。

益永会長

検討事項0-2のところで石炭を選択するということについて、きちんと説明をしていただくということで、お願ひします。

次に、発電所の停止を踏まえた温排水の影響については、御説明の主旨は理解致しました。しかしながら稼働が止まっていたということ、それから閉鎖的な海域に排水するということは、方法書段階以降で丁寧な評価をしていただきたいということを希望します。

事業者

はい、かしこまりました。方法書段階で丁寧な説明を心掛けたいと考えています。

益永会長

では、次に、検討事項4-1「土壤汚染への対応について」ですが、土地の形質変更に当たるということで法律上で対応していただくということでお願いします。それで結構かと思います。

事業者

こちらに関しまして、法に基づき適切に対応して行きたいと考えています。

益永会長

それでは、検討事項5-2「積極的な緑化について」にいきます。酒井委員、何か追加の御意見はありますか。

酒井委員

三浦半島は非常に自然の豊かなところで、必ずしも貴重な種がいるかどうかだけではその質というのは評価できません。参考資料2の横須賀市長意見の「2 個別事項」（4）景観のところにも、「周辺はみどり豊かな自然に恵まれた地域である」とあります。こここの緑環境というのは、残された貴重な緑地でありますので、可能な限り緑地の拡充をお願いしたいことと、あと

植林と植栽種といつても、どのような種を植えるのか、ということも重要になりますので、御検討を丁寧にお願いできればと思います。

事業者

緑化計画に関しまして、配慮書では定性的な文言でしか説明していませんが、方法書準備書以降では、計画図等を用いてきっちりと説明させていただきたいと考えています。

斎藤委員

既設のものを撤去して新しいものをつくると、既設が占めていた所が部分的に空きますよね。そういうところはどうされるのでしょうか。

事業者

配慮書の記載では、確かに空いている部分がありますが、配慮書には、ボイラーやタービンなどのメインの大きい機器を書いています。当然周りに補機と呼ばれる小さい設備が設置されます。それ以外に発電所の場合、定期点検がありますので、その時の資材置き場も必要となります。それ以外に、先ほどの御質問にありました緑化に関しても、配慮書に書いている空きスペースに関しましては、メンテナンススペース、補機、緑化とその辺りが入ってくると考えています。

斎藤委員

分かりました。方法書の前でアセスメントの範囲外かもしれません、55年前に運転開始して、最近は長い間止まっていたりして稼働率はどんどん下がるわけですよね。50年、100年というスパンで考えた時に、この場所をどのように発電として使っていくかとした時に、計画段階ではフルパワーで設計するのだけれども、時代の流れとともに、稼働率が下がったりバックアップしたりするわけですよね。ということは、これからつくるものに関しては、やはり50年同じ出力で運用するわけではなく、そもそも設備はこれだけの発電量があって、それに対してこれだけの負荷があったのだからとか、温排水についても周りの発電所の20年間の実績があるから大丈夫だと言われても、実際この50年で変わるわけですから、その点についての配慮にもとづいて、説明を工夫する余地があるのでないかと感じています。向こう50年の内で、稼働率が落ちたり、空地が出てくることがあれば、何らかの緑化とか背景の緑地と合わせて配慮に努めるなどで、そのようなことをむしろ自由に言えるのが、計画段階の配慮書ではないかとアセスメントの手順としては思うので、その辺を工夫していただきたい。

事業者

緑化に関しまして、本配慮書ではなくて方法書以降で具体的に提示しながら御説明させていただきたいと考えています。また、長期的な視点に関しまして、現時点では見通せないものですが、できる限り対応できるように検討してまいります。

益永会長

はい、ではできるだけ前向きな表現を、方法書以降で書いていただければと思います。

次に検討事項7-1「廃棄物の処理について」、これは藤倉委員から何か預かっていますか。

事務局

特段コメントは頂いていません。特に問題ないというかたちにさせていただいている。

益永会長

検討事項7-1について何かありますか。片谷委員お願いします。

片谷委員

書かれていることは妥当なことだと思いますが、資料3-2の9ページ、最後の2行で、具体的なその発生量や用途を準備書以降に提示するということは、今決まっていないあるいは方法書の段階でも決まらないことがあるかと思います。ただ、方法書の段階で発生量の算定方法であるとか、準拠すべき法規であるとか、計算に用いる原単位であるとか、そういうものは方法書には記載されるのですよね。すべて準備書になるまで示せないという意味ではない、ということを確認させていただきたいです。

事業者

具体的な発生量の根拠となる数値や、原単位などを方法書で示せるかどうかということは、現時点で回答は持ち合わせていません。方針、有効利用、法にもとづき適正に対応することなどは、方法書で記載する予定ですが、具体的な数値となると根拠も含めて、今この時点でははっきりと答えられないかと思います。

片谷委員

限界があることは理解しますけれども、方法書というのは、予測評価の方法を示すための図書ですから、この法律にもとづいてやりますということだけが書いてあったのでは、方法を示したことにはならないので、できる限り具体的な算定方法を方法書には記載していただくように、可能な限り詳細に書いていただくということをお願いしておきたいです。

#### 事業者

できる範囲になるかと思いますが、できるだけ記載できるものは記載していきたいと考えています。

#### 益永会長

では最後、検討事項8-1「温室効果ガス対策について」、本藤委員、何か御意見があればお願いします。

#### 本藤委員

この審査会でも度々申し上げてきましたように、地域の環境を重視した環境アセスメントの中で、温室効果ガスの取り扱いというのは難しいと思います。ただ、今はやはりグローバルな問題も考えなくてはなりませんので、方法書、準備書では是非踏み込んで検討いただきたい。主に二つの観点から是非お願いしたいと考えています。

1点目は、地域環境です。その地域でこの火力発電所を作ることによって、大量の二酸化炭素が出ることは間違いないことだと思います。特に石炭であると大量の二酸化炭素が出る。この事業単体として可能な限り二酸化炭素を削減できる方策を御検討いただきたい。BATの適用はもちろんのこと、例えばバイオマスをうまく使うとか、とにかく可能な限りやれることはやったということを、自信を持って言えるレベルで、二酸化炭素を減らすということを御検討いただきたいということです。

それから2点目は、日本全体、若しくは御社の事業全体の観点からも是非、温室効果ガスに関して、御検討いただきたい。石炭火力を入れることによって、多分御社の事業全体の二酸化炭素排出量を増やす方向にあるだろうと、日本全体としても多分増やす方向にあるだろうと思います。その評価はきちんとしてほしい。それに対して御社の事業全体として、どのような取り組みをしていくのかということを、是非方法書で記載いただきたいと思っています。少し話が広がってしまうかもしれませんけれども、折りしも今日本でG7が開かれていますよね、G7各国で石炭火力をこれから入れていこうという国は日本を除いてほとんどない。そのような状況で、日本を代表する発電会社である御社において、本当に石炭火力をつくるべきなのか、使うべきなのか、そのような根本のところを、アセスメントの範囲から外れるかもしれないけれども、やはり議論していただきたい。

#### 事業者

大きく二つの観点から御意見をいただいていると思いますが、地域で対応できる部分に関して今後検討を進めて、方法書以降ができる限り記載していきたいと考えています。2点目ですが、会社全体での話の二酸化炭素の観点から、今回の事業でどうなっていくか、という観点に関しましても、方法書以降できる限り記載はしていきたいと考えています。

#### 本藤委員

強く期待しています。よろしくお願ひします。

#### 片谷委員

アセスメントの図書に書くことだけではなくて、会社としての一種のCSRとして、今本藤委員が指摘されたことは、是非実施していただきたい。やはり国民の関心の高いことですから、是非お願いしたいという事と、それから先ほどの宮澤委員の御意見にも関わりますが、単体で見れば当然天然ガスの方が全般的に有利であるわけで、それを天然ガスと石炭と石油と組み合わせて、様々な施設をつくっていくという方針というのは理解していますけれども、それも、このアセスメントの図書だけだと、なかなか見えてこないところなので、合理化ガイドラインの対応と同様、可能な範囲で全体の方針など、少し範囲を広げた説明を入れていただけると、より周辺の住民の方々も納得しやすくなるのではないかと思います。

#### 事業者

はい、その点では、我々は天然ガス火力を持っているので、その高効率を進めていく、それをセットで実施していくということです。エネルギー安全保障にも配慮しつつ、しっかりと高効率化にも取り組むということです。それが端的に示されるのが、省エネ法の今度改正されたB指標ですので、それを説明する過程で、しっかりとCSRレポートにも公表してまいりたいと考えています。

#### 益永会長

はい、よろしくお願ひいたします。それでは、資料3-2については以上としたいと思います。

次に、これ以降は非公開部分について審議を行いたいと思います。傍聴者の皆様は一時ご退室をお願いします。事務局の指示に従って御退室ください。委員の皆様と事業者の皆様はしばらくお待ちください。

#### 益永会長

では審議を再開します。非公開事項に係る補足資料について、事業者の方から簡潔に説明をしていただいて、議論を進めていきたいと思います。では、事業者の方お願いします。

事業者

資料3-3 「（仮称）横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書に係る補足資料（非公開）」により説明。

益永会長

ありがとうございました。では、委員から御質疑お願いします。

有本委員

配慮書でハヤブサへの影響は極めて小さいと予測されていたので、その結論に至った根拠を説明していただきました。補足説明資料の飛翔図で、成鳥の雄・雌をその他の情報と区別して見たかったのですが、図が煩雑で分かりにくく、ほとんど読み取れませんでした。平成25・26・27年と、頻繁に飛来しており、この場所にかなり執着していることが記録内容と飛翔図から分かりました。発電設備の撤去と新設の工事は5年以上と長期にわたる影響が予想されるため、その影響を慎重に判断していただき、事業による影響を可能な限り小さくするための環境保全措置を方法書以降十分検討していただきたいと思います。また、ハヤブサの調査は年間を通じた調査が必要だと思います。

事業者

御意見ありがとうございます。先ほどの飛翔図ですが、重ねて書いたものですから非常に分かりにくくて恐縮です。補足させていただきますと、主に8月から12月を非繁殖期と考え、非繁殖期の調査では大体19回くらい確認されていまして、繁殖期を1月から7月と想定しますと、繁殖期には6回強程度確認されているということなので、明らかに非繁殖期の方が多いという結果になっています。したがって、繁殖ということだけを見れば、この地を非常に好き好んでいるという結果は見て取れないです。今年度は具体的な調査は行っていませんが、今年度の繁殖も痕跡は見てとれないというような状況であり、一度途中までやりかけたような状況もありますが、それ以降はそういった形跡が見られていないということから、繁殖に関しましては余り影響はないと考えています。

また、調査月ですけれども、これは1年通して行っています。毎月、毎日は当然調査できませんので、繁殖期については月2回見ていますし、非繁殖期については月1回、通年で調査をした結果が今回お示ししている結果でして、通年で調査していないということではありません。

有本委員

3年で調査を終了し、今年は調査していないということですか。

事業者

そのとおりです。通常のアセスメントですと1年間調査するのに対して、繁殖の行動が見られるように2箇年調査したということで、アセスメントの調査としてはそれで必要十分と考えています。ただ繁殖については、調査員は配置していませんが、現場にいる人間が目視で観察して、今年も今のところこの時期でもやっていなければ、これから営巣することはまずないだろうと考えています。

有本委員

これまでの調査結果から影響を判断し、環境保全措置を検討するつもりですか。

事業者

そうです。

有本委員

本調査の中では重要種は調査せず、通常の植物・動物・生態系の調査のみ行うということですか。

事業者

調査についてはこちらにお示ししたのがすべてでして、陸生の動植物については現在調査をしていません。

有本委員

ハヤブサの調査は配慮書前の調査のみということですか。

事業者

繰り返しになってしまいますが、調査員を配置しての調査は現在実施していませんので、発電所の人間が見た上で、という程度です。ただ繁殖行動についてはかなり分かりやすいものですから、それは素人が見てもある程度わかるので、現在は繁殖していないということを確認しているということとして、専門の調査員を入れての調査というのは今は実施していません。

有本委員

こういう例は初めてです。アセスメントの前に重要種の現地調査を行い、本調査では通常の動物調査のみを行うということですか。

事業者

そもそも、配慮書の手続では、重大な影響評価をするときに既存の文献を使用することができます。しかし、動植物に関してはなかなかジャストポイントでの調査がないので、本来文献である程度大まかにやるところを今回我々は本調査と同じレベルで先に調査したということとして、今行っている調査が薄いとか、内容が平べったいという意味ではありません。まさしく準備書でやるような調査を先にやったということです。なぜならば配慮書では地域、自然環境に関するデータが余りなかったものですから、実施するのであればこの時期にフルに調査を既に行いました。

有本委員

方法書では重要な種、ハヤブサの調査については触れないのですか。

事業者

配慮書の4-18ページに書いてあるとおり、通常本調査で行うべき内容を、前倒しで平成26年と27年にすべて行っています。今後方法書の段階ではその結果をお示しするという内容を考えています。

斎藤委員

方法書の段階では、すべての項目を挙げる必要はなくて、メリハリをつけて、これをこの方法、又は複数の方法でやりますということを示して、その方法書が通るということは、その方法でいいということだと思うのですが、それを経ないで、もうその調査をやったので十分な精度があるからやらないと今から決められるというのは違うのではないかと思うのですが

事業者

そのような意味では、また方法書でこの調査内容並びに調査結果をお示しして、最終的には方法書で御審議いただくものだというのは我々も認識はしています。

斎藤委員

今調査済みのものを準備書とか評価書に記載するということですね。

事業者

もちろん方法書で御審議いただいて問題ないということになれば、そのまま載せていくつもりです。

斎藤委員

そういう意味ですか。

片谷委員

配慮書制度ができた時に環境省の技術ガイドの作成に関わった立場から申し上げますと、ティアリングといって、配慮書段階で、詳細な調査をした場合には、それを方法書以降に、適用することが認められています。環境省の出しているガイドに書かれていることであり、もちろん周辺の自然環境に大きな変化があつたりすれば、できないわけですが、そうでない場合は、認められている方法なので、それは審査会全体として認識しておく必要があると思います。

有本委員

通常は、方法書で意見を求めるというプロセスを経ることにより適正な調査が行われるのであり、このような手続きは重要だと思います。

片谷委員

少し誤解があるようです。審査を抜くと申し上げているのではなく、方法書段階で事業者さんは配慮書段階でこのような調査をしたので、それをそのまま適用したいということを方法書に書かれるわけです。それを我々は方法書の段階で審査しますので、それが適用可能なものであると判断できるかどうかは我々が審査できるので、全く野放しに調査をしたもののがそのまま、まかり通るということではありません。

益永会長

そうすると何年か後に方法書のときに、事業者さんのいう内容で良いか審査をするということですね。そこで足りないということであれば更に調査してくださいということが指示されるということだと思います。

宮澤委員

この制度がいわゆる合理的な方法であるということで緩和しているわけですね。ところが、本件が本当にそれで良いのか、10年近くほとんど動いておらず、動植物を含めて状況も変わっているにもかかわらず、これはリプレースメントだと言っている。100かゼロかとするから、このようになるわけで、私たちからすれば、そうではなく、それなりに事情はあるのだから、プラスアルファで調査を求めるということを審査会として求めておかしくないのではないかと思います。法律のたてつけとしてはゼロか100にしているので、このように非常に不可解なことが起きるのだろうと思います。審査段階ではそのような要求をするのは自由だし、審査会としては意思表示をして市民のあるいは住民の判断に委ねるということは、ガイドラインは少しおかしいのだという機会になるわけで、有本委員のおっしゃることは、審査会としては反対してもいいところだと考えます。

酒井委員

「餌動物である鳥類の生息場である緑地のうち、敷地内で最もまとまった樹林地である自然度の高い西側の丘陵地は」と書いていますが、ハヤブサの行動図を見ると、その樹林地のあたりでたくさん目撃しているということではなさそうで、何の根拠をもってそれをおっしゃられているのか。それから、この煙突は繁殖に貢献しないとおっしゃっていますけれども、高い頻度で確認されているエリアは、ちょうどそれらしいところにあるのは一体どういうことなのか。繁殖に失敗しても、繁殖しようとして成功する年もあって、だからハヤブサはそれに期待して居続けるとかあると思いますが、この調査では影響がないと決め付けて、丘陵地のところは残すから大丈夫だといつてしまふ、そこのところについて疑問を呈したいと思います。

事業者

ありがとうございます。誤解がないように一つだけ御説明させていただきます。ハヤブサは空中で鳥を落として食べるのですから、樹林の中では採餌行動はできないわけです。鳥の供給地として樹林地があるというふうにお考えいただいて、そこはきちんと保全しますということを書いたつもりです。ですので樹林地のところが高度利用域になっていないからイコールそこは違うという論点は、意味が違うと思います。

酒井委員

樹林地での採餌行動とか言うのは観察されてはいないのですか。

事業者

ハヤブサという鳥は樹林では採餌ができないのです。

酒井委員

鳥が樹林地の中で繁殖をしているということですか。

事業者

鳥は樹林性の鳥と、草地性の鳥、海鳥もありますが、それぞれ生息場所は、この鳥は樹林性の鳥、この鳥は草地性の鳥と分かります。樹林は、ほとんど丘陵地になりますので、そこは、ほとんど手をつけないで保全されるので、樹林性の鳥については、ほとんど現状と将来、変わらないというふうに判断しています。

もう1点補足ですが、煙突がなくなつてそれでも影響がないというわけではなくて、代わりの同じような煙突を作ると、それを踏まえて影響が小さいと判断しています。

益永会長

希望としては調査を充実してほしいという意見があったということは受け止めていただきたいと思います。

事業者

誤解がないように1点だけ言わせてください。合理化ガイドラインと調査の中身については関係ありませんので、手法については合理化ガイドラインを使うところがありますが、こちらの論点の動植物の調査については、合理化ガイドラインとは関係なく、本来、準備書でやるものと全く同じ精度の細かい調査を実施しています。調査を簡略化したり、手を抜いたりしているわけではなく、本調査をこのタイミングでやつたと御理解いただければと思います。その内容については、後日、しかるべきときに審査をお願いしますが、決して調査の手を抜いたりしたわけではありません。きちんと調査をやっているつもりでいます。

益永会長

きちんとした調査を前倒しでやったということは理解しています。非公開部分については、これで審議を終わりにしたいと思います。事業者の方、お疲れ様でした。事務局の案内に従って退出してください。事務局、非公開部分の資料の回収をお願いします。

益永会長

答申案の審議をしたいので、傍聴者を入室させてください。

益永会長

それでは、今回の審査の取扱いについて、事務局から発言の申出がありますので、これを受けます。

事務局

資料3-4 「(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書に係る審議資料(今回審査分)」により説明

益永会長

ただ今説明のありました内容について、何か皆様から御意見等があれば、発言をお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、答申案の審議に入りたいと思います。事務局から答申案について読み上げをお願いします。

事務局

資料3-5 「(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設設計画 計画段階環境配慮書についての答申案」により説明。

益永会長

それでは、答申案について、御意見を伺いたいと思います。最初に、答申案1ページと2ページ「ローマ数字の1 総括事項」について何か御意見がありましたらお願ひいたします。

益永会長

よろしいでしょうか。では「ローマ数字の2 個別事項」に入りまして、「1 事業内容」の(1)から(4)までについて御意見とありますでしょうか。

益永会長

よろしいですか。

では、「2 騒音・振動」と「3水質及び海域に生育・生息する動物・植物」、「4 土壤汚染」で御質疑ありますでしょうか。

益永会長

よろしいですか。では、審議を先に進めます。「5 動物・植物・生態系」、「6 廃棄物」はいかがでしょうか。

片谷委員

先ほど、有本委員が懸念されていた点を反映させるとすると、その他の部分で良いと思いますが、先行して実施した調査結果を方法書以降で活用するに当たっては、現地の状況の変化がないことなどを慎重に判断すること、というようなことを書いておけば、有本委員の御懸念は少し解消されるのではないかでしょうか。

有本委員

ハヤブサのような希少猛禽類では通年の調査が求められると思います。配慮書に先行して行われた調査がアセスメントで要求される内容を満たした調査であればよいのですが、そうでないなら、影響予測の結果には疑問が残ります。現段階で示したものは、調査結果を十分分析していない部分があったと思われる所以、次の段階に詳細な分析とそれに基づく影響予測が示されれば、もっと具体的な意見が言えると思います。今回示されたものを見る限り、必要十分な調査を行ったとは言えない内容だと思います。

益永会長

そうすると、検討事項5-1あたりに、まだ調査が足りない部分があるというような指摘をいれるのかなと思います。データを全部載せていない、解釈や解析がまだ十分ではないということですか。

片谷委員

多分、全部載せていないと思います。もっと詳しいものを要求したら出てくるのではないでしょうか。

有本委員

配慮書を読む限り、年間を通じて調査したという記載は見当たりませんでした。事業者の方は年間を通じた調査を行ったとおっしゃっていましたが、配慮書には書かれていない。しかも、調査月は年によりバラバラでした。調査期間という点でも、調査方法という点でも、希少猛禽類の調査としては不十分な内容だと思いましたので、本調査で再度調査されるものと思っていました。

益永会長

ハヤブサだと、次の段階に進んでも、公開の分には載ってこないことがありますので、何を行ったのかというのをきちんと書いてもらえば、専門の方に見てもらうことが可能になると思います

事務局

計画段階の配慮書ということで、おのずからここに盛り込める内容は、そんなに詳細に至るものではないという、基本的な手続の性質があろうかと思います。その中で十分なデータが示されてないがために、調査が不十分だという懸念がなお残っているという有本委員の御指摘を受け止めたいと考えます。それであれば先ほど片谷委員がおっしゃったように、ティアリングとしての活用に当たっては、慎重に行うべきということ、それから、先行して実施の内容について、方法書以降の段階で適切な熟度と量でちゃんと説明しなさいということを現段階で言っておけば、次回以降で、十分時間をかけて適切な御審議がいただけるのではないかと事務局としては考えますが、いかがでしょうか。

有本委員

それでいいと思います。そういうことを答申で書くのですね。

事務局

はい。答申案にこの場で文章調整する時間はないので、また、個別に案文を練ったあとで追加させていただくという進め方でいかがでしょうか。

有本委員

了解しました。

事務局

ありがとうございます。

益永会長

では、そのようにさせていただきたいと思います。

酒井委員

どういうふうに変えてほしいという話ではないのですが、一緒に環境に配慮した良い計画にしていこうという雰囲気になっていないというのが問題だと思います。事務局は事業者と話をしていると思うのですが、何か工夫をされていますか。

事務局

もちろん、環境アセスメントは情報コミュニケーションが柱の一つですので、より積極的に相手側の質問に答えていくという姿勢が一般論として必要だと思います。その中で今回、こういった形で審査会の資料につきまして、事務局のほうで事業者の方と事前にいつも十分時間を取りながらお出しをさせていただいているところですが、今回、配慮書ということで少し短い時間の中で対応しなければいけなかつたので、そこは事務局の方としても、今委員の方からそういった御発言があったということを事業者の方にしっかりと伝えまして、次回以降、審査会に資料を出す際にも丁寧な御説明を心がけてもらうよう改めて私どものほうから事業者へお願いしたいと考えているので、よろしくお願いします。

酒井委員

ありがとうございます。

益永会長

では、いろいろなやり取りの際には事業者との調整をよろしくお願ひします。では、山本委員。

山本委員

私も先ほどから事業者さんとのやり取りと文面から気になるところがずいぶんあります、アセスメント図書というのはどの段階の図書でもコミュニケーションツールだと思うのです。審査会でもそうですし、住民の方にもそうですし、審査会委員に合わせるというよりも、住民のみなさんに合わせて、専門的な知識がない方でも分かりやすく書いていただきたい。自己防衛になつたらコ

ミュニケーションできませんし、言い合いになってしまふりますので、コミュニケーションツールとしての図書の位置付けを再認識いただきたいです。

事務局

事務局のほうから、その旨事業者にしっかりと伝えます。

益永会長

「その他」の項目の際、山本委員から最後のところの修正案がありましたら御発言願います。

次は「7 温室効果ガス」と「8 その他」をやりたいと思います。御意見があればお願ひします。

本藤委員

4点ほど指摘させてください。そして、御検討ください。

1点目は、導入部分の文章に関してです。「7 温室効果ガス」を二項目挙げています。その前に、この事業単体だけではなくて、全体、事業全体、日本全体を見据えて考えてほしい、という一文があった方が（1）、（2）が分かりやすく活きてくるのかなと思いました。

それから2点目が、（1）において1段落目終わりのところ、配慮事項として選定しないとしているところ終わっているのですが、こういふことはできるのでしょうか。配慮書自体は終わったことなので、どうにもならない。けれども、今後発電事業の案件が出てくると思いますので、配慮事項で選択しなかったのだけど、本来であれば、選択すべきであったとか、選択してほしかったとか、そのようなことを一言入れていただきたいなと思います。そうしないと、この後もずっと選択しないまま他の事業も進んでしまうような気がしました。

それから3点目が、（1）の「しかし」以降の2段落目。ここには二つのことが書かれていると思います。一つはエネルギー使用合理化などに関する法律に基づいていますか、ということ、それから最大限努力をしていますか、ということです。前者がとにかくそれを満たすという必要最低限、後者に関してはここで可能な限り最良な技術を導入することだけ書くと、BATを選んでおけば良いだろう、というふうにとられかねないので、可能な限り技術や対策をとって最大限努力してほしいということが分かるようにしていただきたい。

それから4点目、難しいかもしれません、（2）の方です。先ほど申し上げたように、石炭火力をここで導入することによって、事業全体若しくは日本全体へ影響を及ぼすと思います。その部分をできれば予測してほしい。例えば排出原単位がこれだけ上がってしまうとか、そうはいっても例えは東電さんなら、他のところでそれをキャンセルするとか、より減らすためのことを行っている、定量的な数字があって、それに対して事業全体で取り組みをしているとするためにも何か予測をしてほしいと言っていただいだほうがよろしいかと思いました。以上4点です。

事務局

ありがとうございました。まず、1点目、この事業単体ではなくて、日本全体で、世界全体ということかもしれません、そういうふたつ問題意識というものを、たとえばパリ協定の話題ですとか、あるいは我が国の温室効果ガス削減目標、あるいは先般決定しました、地球温暖化対策計画というようなレベルで書いていくというイメージでよろしいでしょうか。

本藤委員

この答申の入りとして、その二つのことを意識してくださいということさえわかればいいです。余り答申文を長くすることはよくないと思います。

事務局

分かりました。そのフレーズをいれるということでよろしいでしょうか。

本藤委員

はい。つまり、（1）と（2）の位置付けが明確になる、そのための文を一文入れたほうがよろしいのではないかということです。

事務局

分かりました。それから2点目と3点目の御指摘につきましては、その方向で調整をさせていただきたいと思います。

最後に4点目の御指摘ですが、この発電所単体として、例えば年間の排出総量を示すことは当然できると思いますけれども、それが日本全体としてどうなるかといいますと、余りにパラメーターが多すぎる議論になるのかなと思っています。予測評価といいますと、やはりアセスメントの手法に則って求める形になりますので、そこは少し厳しい、多分技術的にも置くべき諸元が多すぎて少し難しいのではないかなと思います。

本藤委員

難しいことは重々承知しているので、無理なことは申し上げません。でも、例えば東電さんの中で、現状に石炭火力が入ったら東電平均はこれくらい上がるとかは書けるのではないかと思いました。可能な範囲で少し全体を見据えて、少し定量的な数字を入れていただいて、それに基づいて適切な対策・評価をしていただかうがよろしいかということです。無理は申し上げるつもりはありません。

事務局

ありがとうございます。それでは4点目につきましては、今の御指摘を踏まえて少し案文を検討させていただきたいと思います。

片谷委員

今の本藤委員の4点目は、確かにアセスメントの図書の正式な予測評価項目として書くことは厳しいだろうと思います。例えば資料編の後ろのほうに参考データみたいにして書いてもらえませんかというようなことは言ってもいいかなと思います。義務付ける法的な根拠がないですけれども、言ってみる価値はあると思います。ちなみにリニアの時に、大阪まで伸ばしたらどうなるのかという議論があった時に、参考データとして資料編の末尾に入れてもらったという実例はあります。当然名古屋までの事業でしたから、大阪まで伸ばした場合のエネルギー消費量みたいな話は対象外なのですけれども、書いてもらったという例があります。

酒井委員

東電ともなればBATは所与のものとしてずっと扱われていますけれども、発電所のシステムの性能の向上に対する技術投資のような努力もあるのではないですか。それも参考資料に入れてもらったらすごく分かりやすい話になる気がします。

事務局

発電効率そのものではなくて、それを向上させるための技術とか対策等々について求めていく文章を入れさせていただくことで、本藤委員から御指摘いただいたので、恐らくそれに対するアンサーというものを方法書以降で事業者は出してきますので、それが本編であるのか、参考編であるのかは分かりませんけれども、発電効率、BATの基準を満たすということだけではなくて、発電効率を上げていくための技術とか対策について求めていくということが今の御指摘を力バーできるのではないかと思います。

酒井委員

いかに努力をしていることを説明いただくということ。

事務局

そういうことですね。

山本委員

先ほどのお話を戻させていただきます。この事業者の方、さっきの有本委員とのやり取りを拝見していると、守りたいという意識がとても強いように感じます。それは事業者さんの立場だったら当然だと思うのですが、「8 その他」のところに、「図書をコミュニケーションツールとして認識し、その作成に当たっては」のような感じで、コミュニケーションツールというのを入れてもらえませんでしょうか。今までの事業者さんとはちょっと様相が違うようにも拝見しましたので、はっきり言ってしまったほうが良いと思います。過去にこういったところで、非常に守っている事業者さんに対して、誠実とかそういう言葉を使ったこともあるので、そこまで行くと厳しい言葉になりすぎるので、そうではなく、コミュニケーションツールとして、ということで言つていただけると、大変有り難いと思います。

事務局

そうしますと、例えば「8 その他」のところで、アセスメントの手続の本旨とそれから、図書はコミュニケーションツールということをしっかりと認識して、積極的な情報を発信していくとともに、正確かつ分かりやすい表現というようなまとめ方で、文章については後日調整させていただきたいと思います。

益永会長

それはそうしましょう。

それでは大体議論は尽きましたかと思いますので、具体的な文言の変更につきましては、今日の審査会が終わった後に関係の委員のところと調整して、最終的に会長と副会長に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。それではよろしくお願ひします。それでは、後ほど調整の上で、答申としてまとめさせていただきたいと思います。ではこの案件としては以上といたします。

本日の議題は以上となりますか、ほかに何かありますか。

特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会とします。

以上

このページの先頭へもどる

このページに関するご質問は、環境計画課にお問い合わせください。

Copyright(C)-2014KanagawaPrefecturalGovernment.Allrightsreserved.

[いいね！ 0](#)

ツイート

**このページに関するお問い合わせ先**

環境農政局 環境部環境計画課

環境農政局環境部環境計画課へのお問い合わせフォーム

環境影響審査グループ

電話 045-210-4070

このページの所管所属は環境農政局 環境部環境計画課です。